

## 住宅設備関連種目一覧

種目	基準額	対象者	改修範囲
住宅設備改善 (3級・難病)	200,000円	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 6歳以上65歳未満の身体障害者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級の者(介護保険法第45条に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条に規定する介護予防住宅改修費の支給を受ける者(以下「介護保険法適用者」という。))を除く。)</li> <li>2 6歳以上65歳未満の難病患者で、下肢又は体幹機能に障害のあるもの(介護保険法適用者を除く。)</li> </ol>	<p>給付の対象となる改善の範囲は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 手すりの取付け</li> <li>2 段差の解消</li> <li>3 滑り防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</li> <li>4 引き戸等への扉の取替え</li> <li>5 洋式便器等への便器の取替え</li> <li>6 その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</li> </ol>
住宅設備改善 (1級・2級)	841,000円	<p>6歳以上65歳未満の身体障害者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者及び車いすの補装具費支給を受けた内部障害者(介護保険法適用者を除く。)</p>	<p>給付の対象となる改善の範囲は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 手すりの取付け</li> <li>2 段差の解消</li> <li>3 滑り防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</li> <li>4 引き戸等への扉の取替え</li> <li>5 洋式便器等への便器の取替え(特殊便器への取替えについては、上肢障害2級以上の者とする。)</li> <li>6 便所、浴室、玄関、居室、台所等の改修に係るもので、対</li> </ol>

			<p>象者の生活動作等の補助のために必要と認められるもの</p> <p>7 その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</p>
	<p>641,000円</p> <p>ただし、介護保険法による住宅改修費の支給の対象となる場合は、当該住宅改修費の額を超えた部分に限る。</p>	<p>6歳以上65歳未満の身体障害者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者及び車いすの補装具費支給を受けた内部障害者（介護保険法適用者に限る。）</p>	<p>給付の対象となる改善の範囲は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 手すりの取付け</li> <li>2 段差の解消</li> <li>3 滑り防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</li> <li>4 引き戸等への扉の取替え</li> <li>5 洋式便器等への便器の取替え（特殊便器への取替えについては、上肢障害2級以上の者とする。）</li> <li>6 便所、浴室、玄関、居室、台所等の改修に係るもので、対象者の生活動作等の補助のために必要と認められるもの</li> <li>7 その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</li> </ol>
屋内移動設備	<p>機器本体</p> <p>979,000円</p> <p>設置費</p> <p>353,000円</p>	<p>6歳以上の身体障害者（児）で、上肢、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者（歩行ができない状態の者に限る。）及び車いすの補装具費支給を受けた内部障害者</p>	<p>天井走行型リフト、階段昇降機等のレール走行型の移動装置の機器本体の購入費及び設置に伴う工事費</p>